

## 令和7年度第2回 鴨川市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和8年1月23日（金）  
午後2時から  
場 所 市役所4階400会議室

1 開 会

2 副市長挨拶

3 議 件

(1) 子ども・子育て支援納付金の税率（案）について

(2) 国民健康保険短期人間ドック利用助成額の改正（案）について

(3) 令和8年度国民健康保険特別会計予算（案）について

4 その他

5 閉 会

## 1 子ども・子育て支援納付金の税率（案）について

令和8年度から新たに創設される子ども・子育て支援納付金について、所得割額、均等割額、18歳以上均等割額を次のように定めるものです。

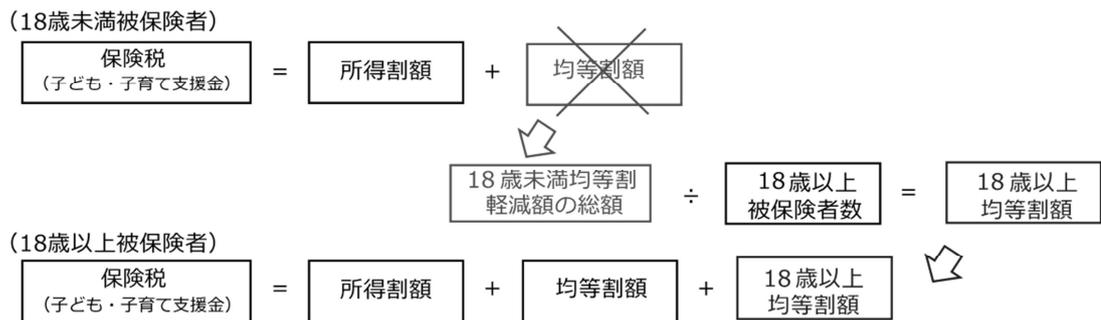
## ○ 子ども・子育て支援納付金税率（案）

所得割額	均等割額	18歳以上均等割額	課税限度額
0.26%	1,700円	100円	30,000円

※均等割額及び18歳以上均等割額については、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもには課税されません。

※18歳以上の被保険者には均等割額と18歳以上均等割額を足した額が課税されます。

（参考）18歳未満のこどもに係る支援金の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）



## 2 鴨川市国民健康保険税課税限度額等の変更について

### (1) 改正の理由

令和8年度税制改正に伴う地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び軽減基準額の変更を行うものです。

### (2) 改正の内容

#### ① 課税限度額の引き上げ等

国民健康保険税の課税限度額について、医療給付費分を66万円から67万円に引き上げ、また新たに子ども・子育て支援納付金分を3万円にするものです。

	現 行	改正後
医療給付費分	66万円	<u>67万円</u>
後期高齢者支援金分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	—	<u>3万円</u>
合 計	109万円	<u>113万円</u>

#### ② 軽減判定所得の基準の変更

国民健康保険税の軽減の対象となる所得の基準について、下記のとおり変更するものです。

	軽減割合	基 準
現 行	7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
	5割軽減	43万円+30万5千円×(被保険者数※) +10万円×(給与所得者等の数-1)
	2割軽減	43万円+56万円×(被保険者数※) +10万円×(給与所得者等の数-1)
改 正 後	7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
	5割軽減	43万円+ <u>31万円</u> ×(被保険者数※) +10万円×(給与所得者等の数-1)
	2割軽減	43万円+ <u>57万円</u> ×(被保険者数※) +10万円×(給与所得者等の数-1)

※ 給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者をいう。

※ 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## 国民健康保険短期人間ドック利用助成額の改正について（案）

### 1 改正の趣旨

この事業は、国民健康保険被保険者の健康の保持増進を目的に、被保険者が受検する短期人間ドック費用の一部を助成するものです。

現在の国保財政は逼迫しており、特定健康診査が実施されている中、費用対効果の面からも市単独費を充てている短期人間ドック助成事業を見直す必要があると考えます。

このようなことから、当該事業について助成額の上限を引き下げ、その財源を活用し特定健康診査の受診率向上に取り組みます。

### 2 改正内容

短期人間ドックの検査に係る費用の助成額（鴨川市国民健康保険短期人間ドック利用助成要綱（平成17年鴨川市告示第46号）第3条第2項）の上限を、現在の「3万円」から「2万円」に改める。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

（参考）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
短期 人間 ドック	受検者数（人）	232	239	248	241	240
	助成額合計（千円）	6,956	7,196	7,435	7,222	7,105
	助成上限額（千円）	30	30	30	30	30
特定 健康 審査	受診者数（人）	783	763	1,291	1,461	1,380
	費用合計（千円）	8,763	8,267	13,591	13,487	14,158
	受診率（%）	16.1	16.1	26.0	28.6	29.6

※令和2年度に、補助限度額を5万円から3万円に引き下げ。

※令和2、3年度集団健診は、緊急事態宣言発出により中止。契約している医療機関における個別健診のみを実施。

県内各市の短期人間ドック利用助成（上限額） 一覧表

上限額 又は 最高補助額	団体数	備 考
助成なし	1	浦安市
10,000 円以下	1	
20,000 "	8	
30,000 "	14	鴨川市含む
40,000 "	5	
50,000 "	1	
60,000 "	3	
70,000 "	3	

令和8年度鴨川市国民健康保険特別会計予算(案)

単位:千円

		歳 入				
科 目		令和7年度当初予算額(A)	令和8年度当初予算額(B)	増減額(B) - (A)	増減率(%)	
保 険 税	医療給付費分	408,500	404,200	△ 4,300	△ 1.1	
	後期支援金分	150,800	151,600	800	0.5	
	介護納付金分	48,800	49,700	900	1.8	
	子ども・子育て支援納付金分	0	15,200	15,200	皆増	
	計	608,100	620,700	12,600	2.1	
国 庫 支 出 金	災害臨時特例補助金	37	49	12	32.4	
	計	37	49	12	32.4	
県 支 出 金	保険給付費交付金(普通交付金)	2,777,415	2,661,054	△ 116,361	△ 4.2	
	" (特別交付金)	保険者努力支援分	12,967	10,573	△ 2,394	△ 18.5
		特別調整交付金分	7,324	8,594	1,270	17.3
		県繰入金2号分	21,769	26,519	4,750	21.8
		特定健診等負担金	7,588	7,544	△ 44	△ 0.6
		直営診療施設整備費分	800	800	0	0.0
	計	2,827,863	2,715,084	△ 112,779	△ 4.0	
繰 入 金	一 般 会 計	保険基盤安定	190,400	190,800	400	0.2
		未就学児均等割保険税繰入金	1,000	900	△ 100	△ 10.0
		事務費等	8,491	7,421	△ 1,070	△ 12.6
		出産育児一時金	3,333	0	△ 3,333	皆減
		産前産後保険税繰入金	139	166	27	19.4
		財政安定化支援事業	38,959	28,402	△ 10,557	△ 27.1
		計	242,322	227,689	△ 14,633	△ 6.0
	基金繰入金	25,146	27,946	2,800	11.1	
計	267,468	255,635	△ 11,833	△ 4.4		
前年度繰越金	17,288	19,685	2,397	13.9		
その他収入	6,360	6,463	103	1.6		
歳 入 合 計	3,727,116	3,617,616	△ 109,500	△ 2.9		

単位:千円

		歳 出			
科 目		令和7年度当初予算額(A)	令和8年度当初予算額(B)	増減額(B) - (A)	増減率(%)
総務費		14,096	13,984	△ 112	△ 0.8
保 険 給 付 費	療養給付費	2,348,940	2,233,900	△ 115,040	△ 4.9
	療養費	10,074	9,000	△ 1,074	△ 10.7
	高額療養費	412,193	411,864	△ 329	△ 0.1
	高額介護合算療養費	133	215	82	61.7
	移送費	120	120	0	0.0
	出産育児一時金	5,000	5,000	0	0.0
	葬祭費	4,000	4,000	0	0.0
	計	2,780,460	2,664,099	△ 116,361	△ 4.2
	審査支払手数料	5,955	5,955	0	0.0
	計	2,786,415	2,670,054	△ 116,361	△ 4.2
事 業 費 納 付 金	医療給付費分	601,984	584,128	△ 17,856	△ 3.0
	後期高齢者支援金等分	206,477	207,193	716	0.3
	介護納付金分	72,098	77,624	5,526	7.7
	子ども・子育て支援納付金分	0	19,413	19,413	皆増
	計	880,559	888,358	7,799	0.9
保 健 事 業 費	特定健診等事業費	21,097	20,867	△ 230	△ 1.1
	保健事業費	19,046	18,450	△ 596	△ 3.1
計	40,143	39,317	△ 826	△ 2.1	
基金等積立金	1	1	0	0.0	
公債費	1	1	0	0.0	
その他の支出	3,101	3,101	0	0.0	
直診勘定繰出金	800	800	0	0.0	
予備費	2,000	2,000	0	0.0	
歳 出 合 計	3,727,116	3,617,616	△ 109,500	△ 2.9	

○ 基金の状況(令和7年度末見込額)

財 政 調 整 基 金	39,446
-------------	--------

○ 令和8年度千葉県事業費納付金算定時見込数

加入世帯数	4,025世帯
被保険者数	5,853人

## 子ども・子育て支援金制度が始まります

### 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

### なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため子育て支援は**全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いただくこととしております。

### いつから始まるの？

支援金は令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が開始する時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

### 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様追加のご負担を求めない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	1.5万円
3歳～小学生	1万円			
中学生	1万円			

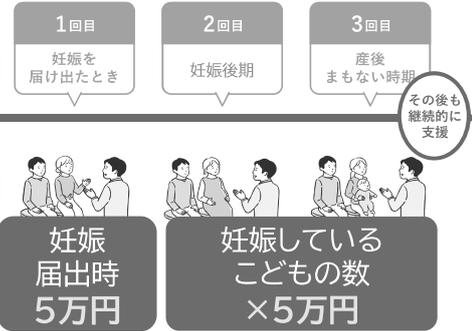
  

所得制限なし	支援対象		児童手当(月額)	
	0歳～3歳未満	1.5万円	第3子以降	3万円
	3歳～小学生	1万円		
	中学生	1万円		
	高校生	1万円		

※令和6年10月分から拡充

## 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、  
 ・妊娠届出時に5万円  
 ・妊娠後期以降に妊娠している  
 こどもの数×5万円  
 を支給します。



※令和7年度から制度化

## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
 こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
 時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 出生後休業支援給付

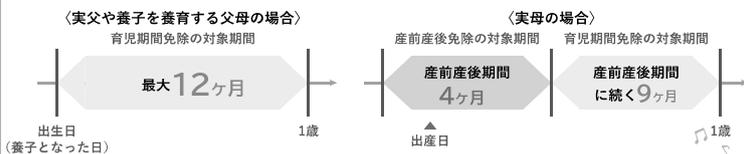
「出生後休業支援給付」を創設し、  
 子の出生直後の一定期間内に  
 両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、  
 最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
 育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
 保育所等に通っていない0歳6カ月から  
 満3歳未満のこどもが  
 時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
 (こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
 (概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

